

令和7年度第8回印西市総合教育会議に関するアンケートについて  
テーマ「インクルーシブ教育について」  
「生涯学習に関する事務の一部と文化、文化財に関する事務の  
市長部局への移管について」

※会議の様子は市 YouTube チャンネルからご覧いただけます。

令和7年度第8回会議のアーカイブは次のとおりです。

<https://www.youtube.com/watch?v=lkaNXe6ryf8>

**いただいたご意見（今回のテーマについて）**

- ・地域活性化に関する部局の設置は必要だと思います。社会教育に関して、これまで充分な人的配置等がなされてこなかったと思います。
- ・以後、様々述べさせていただきますが、私は社会教育・生涯学習の分野を市長部局へ移管することについては、賛成の立場です。しかし、主張や論理、移管の進め方には異議が多くございますので、意見を投稿させていただきます。まず、今回の市長のご説明からは、なぜ市長部局に移管する必要があるのか、十分に理解することが出来ませんでした。社会教育について縷々説明いただきましたが、市長の思いや社会教育施設の役割は、教育委員会所管のままでも実現可能な内容と受け止めました。社会教育法第23条第1項の解釈については、文部科学省から複数回通知が出されています。これらの通知の趣旨を踏まえれば、市長部局へ移管せずとも、運用の明確化により対応可能と考えます。実務レベルでは、要領等を作成し、公民館運営審議会や教育委員会に諮った上で、解釈・運用を明確化することが望ましいと考えられます。市長は、市長就任前の対話会において、公民館利用を断られたと述べておられましたが、社会教育法第23条には「二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。」と規定されています。実際には、文部科学省の通知の通り、「公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではない。」とされていますが、運用方針が定まっていない状況では、社会教育法を盾に利用を断りたくなるのが一般的な反応であろうと考えられます。まずは、社会教育法第23条の解釈・運用の在り方について、教育委員会の場で検討してみてはいかがでしょうか。（このアンケートは、教育委員会にも共有されるのでしょうか。）次に、市長部局へ移管する理由について、市長のお話では理解が出来ませんでした。市長の主張として示されたのは、「教育長が大変だから、副市長が2人いる市長部局へ移管する」という点が中心であり、移管を必要とする具体的な制度的・機能的理由は十分に示されていなかったように感じました。また、構造的に教育委員会だけ人員増が困難であるとの説明には、現状の制度設計上、やや疑問が残ります。実質的に、市の人事を司っているのは市長部局にある人事担当だと思います。市長部局に20人増やす場合と、教育委員会に20人増やす場合とで、財政負担や人件費の面で大きな違いはないはずです。職員定数条例

において教育委員会の定員がオーバーしてしまうのであれば、それこそ市長の主張に基づき、教育委員会の定数の上限を引き上げれば良いはずですし、そもそも現行の定数が適切かどうかの検証も必要ではないでしょうか。 また、教育長は「組織体制を強化していく」と主張されており、市長部局へ移管する理由は、むしろ一層不明確になったように感じました。 さらに、市長は「一貫した方針のもと、関係する各課が連携し、切れ目のない支援」を実現したいとお話ししていました。 しかし、現行の制度設計では、まさにそれを行うために教育委員会が社会教育分野を担当していると理解しています。選挙で4年に1回変わる首長では、その時々で考え方方が変わってしまうため、首長から独立した組織として、長期間一貫した政策を展開できる教育委員会が所管することが一般的となっています。 首長は、教育長や教育委員の任命権を有していますが、教育委員会への直接的な指示権はありません。 この仕組みによって、社会教育・学校教育に対する政治的中立性と一定の独立性が制度的に担保されています。 市長は、「民主主義で選ばれた首長だから、文化財の予算等に対し、無闇なことはしない」と主張していましたが、これは教育委員会制度の存在意義を相対的に弱める受け止め方を招きかねません。 また、教育委員会が社会教育を担当することが前に進まない要因であるかのような説明は、社会教育の歴史的役割や制度趣旨と照らしても慎重さを欠く印象を受けました。 現状の生涯学習課や文化振興課は、教育長のもとで粘り強く業務を遂行していると認識しています。 そもそも、いじめ、貧困、外国人児童生徒の増加、過疎化など、教育現場はどの自治体でも多くの課題を抱えています。 その中で、教育委員会は限られた体制のもとで職務を担っているはずです。 こうした一般的な状況を踏まえても、「教育長が多忙だから市長部局へ移管する」という説明は、移管の理由として十分とは言えないのではないでしょうか。 そのような説明が、結果として一部の方々による問題提起を招いたものと考えます。 また、これまでの議論の経緯についても、疑義が生じる進め方であったと感じています。 ① 10月3日に実施した総合教育会議のYouTube配信を行わなかったこと ② 10月3日の議事録が、本件が問題視されるまで公表されなかったこと ③ 対話を重視している市長が任命した教育委員会（教育委員・教育長）および各館長が、市民への意見聴取や、教育委員会所管の各審議会へ一切諮詢していなかったこと（もし既に会議等で諮詢されていたのであれば、私の認識不足であり、その点は申し訳ございません。） 法制度上は、教育委員会に意見を求めれば足りることになっており、市長のおっしゃる通り、手続き自体には違法性は無いのだと思います。 しかし、結果として市民から見えにくい形で議論が進み、対話重視という市長ご自身の姿勢と齟齬が生じてしまったように見えます。 色々述べさせていただきましたが、社会教育・生涯学習の市長部局移管については、賛成の立場です。 以下は、今後の市長の説明の仕方・進め方についての提案です。 ① 事務移管の理由の精査 事務移管の理由を、

- ・市長部局との業務重複の解消（社会教育・市民活動）
- ・観光施策と文化振興、文化財啓発の一本化
- ・社会教育施設をコミュニティセンターへ一本化するための所管替え
- ・上記内容を推進するため、まちづくり等における機動的・一体

的な活用を促進 といった観点から整理し、法改正の趣旨に沿った形で理由付けを行うことで、市民への説明責任を果たしつつ、不要な混乱を避けられると考えます。 ② 教育委員会所管の各審議会（社会教育委員会、図書館協議会、文化財審議会等）への諮問 教育委員会には、様々な審議会があります。無用なハレーションを生まないためにも、各審議会へ市長部局への事務移管について諮問し、・どの部分を市長部局へ移管すべきか・どのような問題点が考えられるかなどを議論した上で、結論を出すべきではないでしょうか。 ③ 市民への意見聴取 正直なところ、市民の多くは所管がどこであるかを強く意識していないと思います。 そこで、公民館や図書館の利用に関し、現状の不満点や改善要望を市民から意見聴取し、それをもとに所管替えや施設再編の必要性を説明していくことが、理解と納得につながるのではないでしょうか。 その際には、社会教育や生涯学習、文化関係を市長部局への移管を検討している旨を明示することで、市民にとっても意見を述べやすい機会になると考えます。 以上、長々と失礼いたしました。 是非この意見が教育委員会にも共有されることを願います。

#### いただいたご意見（今回のテーマ以外について）

- ・市の発展にともない、学校教育、社会教育のバランスのとれた教育行政を推進していただきたい。

※いただいたご意見につきましては、教育委員会と共有したうえで、教育ビジョンの策定 及び教育施策を進めていく上での参考とさせていただきます。